

「ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カードに関する特約」 一部変更のお知らせ

2020年4月1日より、特約および規程を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

「ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カードに関する特約」の変更について

変更前	変更後
第4条（本特約の改定） 当社は随時基本カード会員に対し文書またはその他の方法により通知することによって本特約の各規定を改定することができます。会員に係る通知の後にカードを使用した場合、会員は改定後の特約に拘束されるものとします。係る通知の後に家族カード会員がカードを使用した場合においても、基本カード会員は改定後の特約に拘束されるものとします。	第4条（本特約の改定） 1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生時期を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本特約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。 （1）改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき （2）改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブページに掲載する方法により基本カード会員に周知した上で（必要があるときには、これに加え基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行うこととします。）、本特約を変更することができるものとします。この場合、会員がかかる周知の後に行うカード使用をもって、変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該会員に対し変更後の本特約が適用されるものとします。かかる通知の後に家族カード会員がカードを使用した場合においても、基本カード会員は改定後の特約に拘束されるものとします。
第6条（共同利用者と個人情報に関する同意） 1. 会員等は、第5条第1項および第3項で同意された目的の範囲内で、同項に定める個人情報を H2O リテイリンググループ及び阪急阪神ホールディングス各社が共同利用することに同意します。 2. H2O リテイリンググループ及び阪急阪神ホールディングス各社は、前項により共同利用する個人情報を厳密に管理し、会員の個人情報保護に十分注意を払う	削除 （提携先である株式会社ペルソナと株式会社阪急阪神カードが、それぞれに定める共同利用先（H2O リテイリンググループ及び阪急阪神ホールディングス各社）での販促や会員対応での利用に関する同意は、ペルソナの個人情報の取り扱いに関わる特約第1条第2項および STACIA カード会員規約第13条にも記載されていることから削除しました。）

ものとします。

3. 次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

変更後のペルソナSTACIA アメリカン・エクスプレス・カードに関する特約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。